

広陵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 2 1 年 1 2 月 2 4 日

広陵町長 平 岡 仁

広陵町条例第 1 3 号

広陵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

広陵町国民健康保険税条例（昭和 4 0 年 3 月広陵町条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

附則第 1 2 項を第 1 4 項とし、附則第 9 項から第 1 1 項までを 2 項ずつ繰り下げ、附則第 8 項中「事業所得」の次に「、譲渡所得」を加え、同項を附則第 1 0 項とし、附則第 7 項中「第 5 項」を「第 6 項」に、「附則第 3 5 条の 3 第 1 3 項」を「附則第 3 5 条の 3 第 1 1 項」に改め、同項を附則第 9 項とし、附則第 6 項の見出しを削り、同項中「附則第 3 5 条の 2 の 6 第 7 項」を「附則第 3 5 条の 2 の 6 第 1 5 項」に、「前項」を「附則第 6 項」に、「附則第 3 5 条の 2 の 6 第 1 5 項」を「附則第 3 5 条の 2 の 6 第 1 1 項」に改め、同項を附則第 8 項とし、附則第 5 項を第 6 項とし、同項の次に次の 1 項を加える。

（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除に係る国民健康保険税の課税の特例）

7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用を受ける場合における附則第3項の規定の適用については、同項中「上場株式等に係る配当所得の金額」とあるのは「上場株式等に係る配当所得の金額（法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」とする。

附則第4項中「金額」と、「」の次に「」、第35条の2第1項又は第36条」とあるのは「又は第36条」と、「」を加え、同項を附則第5項とし、附則第3項中「第35条第1項」の次に「」、第35条の2第1項」を加え、同項を附則第4項とし、附則第2項の次に次の一項を加える。

（上場株式等に係る配当所得に係る国民健康保険税の課税の特例）

3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第22条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、第22条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成22年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第3項の改正規定(「第35条第1項」の次に「、第35条の2第1項」を加える部分に限る。)及び附則第4項の改正規定(同項を附則第5項とする部分を除く。) 平成22年4月1日

(2) 附則第8項の改正規定(「事業所得」の次に「、譲渡所得」を加える部分に限る。) 平成23年1月1日

(適用区分)

2 改正後の広陵町国民健康保険税条例の規定は、平成21年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成20年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。